

SMBC NEWS



2016年12月7日

中国人民銀行上海総部、新たな自貿区金融改革を開始

中国人民銀行上海総部は2016年11月18日付で「自貿区のクロスボーダー金融サービス機能の更なる拡張による科学技術刷新及び実体経済の支持に関する通知」(銀総部発[2016]122号、以下「本通知」)を公布しました。

本通知は、2015年10月29日付で7部門が共同公布した「中国(上海)自由貿易試験区の金融開放刷新試行の更なる推進、上海国際金融センター建設加速方案」(銀発[2015]339号)の内容に基づき、中国(上海)自由貿易試験区(以下「上海自貿区」)の金融改革の更なる進展を目的としています。

具体的には、自由貿易口座(以下「FT口座」)による業務・対象を拡大し、技術刷新・実体経済へ資する区外個人や業務において、同口座の利用が可能となりました。また、本通知により規定された「全機能型クロスボーダー双方向人民元プーリング」では、従来は人民元に限られていた上海自貿区内・国外の資金移動が、外貨も含めて選択できるようになるなど、利便性の向上が図られています。

1. FT口座の業務・対象拡大

(1) 区外個人業務

- 条件を満たす区外個人に対してFTF口座を開設、関連サービスを提供可能。

<個人自由貿易口座の分類>

	分類	略称	対象	開設地
従来	区内個人自由貿易口座	FTI口座	区内個人： ① 区内で勤務 ② 区内の勤務先企業が中国税務機関に1年以上所得税を源泉徴収・納付している中国公民	上海市の金融機関
	区内国外個人自由貿易口座		区内国外個人： ① 国外の身分証明書を保有 ② 区内で1年以上勤務、中国の就業許可証を保有する国外(香港・マカオ・台湾を含む)自然人	区内金融機関のみ
追加 (本通知)	区外個人自由貿易口座	FTF口座	区外個人： ① 関連認定基準に合致する外国籍ハイレベル人材 ② 「上海科学技術刷新職業リスト」*の企業で就業・国外の永久居留証を保有する中国籍人材 ③ 中国で登録した国際的組織で就労且つ国際従業員として管理される個人 ④ その他の条件に合致する「上海科学技術刷新職業リスト」の企業で就業する国外個人等	上海市の金融機関

* 最新版の「上海科学技術刷新職業リスト(2015年度)」には計6,645社が掲載されています。詳細は以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.stcsm.gov.cn/gk/ywgz/tzgs/gqgg/zggqgg/343753.htm>

SMBC NEWS



- ▶ FTF 口座を通じた区外個人へのサービス内容
 - ・国内の就業・生活に関する各金融サービス
 - ・国外医療保険・子女教育・家族扶養の費用等に関する金融サービス
 - ・国内外のストックオプション奨励計画への参加に関する金融サービス
 - ・投資・財産管理等を行う区内・国外資本項目業務の関連金融サービス
 - ・国内関連市場への投資（条件が整った場合は開放）
- (2) 科学技術刷新のライフサイクル法則に基づく FT 口座クロスボーダー金融サービス
 - ▶ 金融機関は、独立勘定ユニットを通じて、構想期・研究開発期、成果転換期・成長期、発展期・成熟期の企業ライフサイクルに基づき、クロスボーダー金融サービスを提供可能
- (3) クロスボーダー電子商取引へのクロスボーダー決済サービス
 - ▶ 上海地区の銀行が、クロスボーダー電子商取引企業に対して、FT 口座を通じた決済サービス等を提供可能
- (4) 国際トレードファイナンス・リファイナンス業務
 - ▶ 金融機関は、独立勘定ユニットを通じて企業に人民元・外貨の国際トレードファイナンスを提供
- (5) クロスボーダー持分投資業務
 - ▶ 区内で設立した持分投資プロジェクト会社・持分投資基金は、金融機関で FT 口座を開設し、区内・国外から資金を募集してクロスボーダー持分投資を行うことが可能
- (6) 「一帯一路」・「対外進出」企業に提供する各クロスボーダー金融サービス
 - ▶ 国外中資企業・合併及び合作企業等は FT 口座を開設し、投資・国外プロジェクト工事類に関する手付金・前払金等のクロスボーダー決済、当地で必要なクロスボーダーの為替・保証・融資等の業務を実施可能

2. 全機能型クロスボーダー双方向人民元プーリングを新たに規定

中国銀民銀行上海総部は 2014 年 2 月 20 日付で《中国（上海）自由貿易試験区におけるクロスボーダー人民元の使用拡大を支援することに関する通知》（銀総部発 [2014] 22 号、以下「22 号文書」）を公布し、クロスボーダー人民元プーリングの具体的な内容を規定しました。

本通知は、区内と国外は人民元・外貨のいずれも選択可能である**全機能型クロスボーダー双方向人民元プーリング**を新たに規定した上で、資金流入流出額などの項目を更に明確にしています。ただし、本通知と 22 号文書の関係については規定上明記されておらず、実際どう適用されるかは関連当局に確認する必要があります。

SMBC NEWS



＜全機能型クロスボーダー双方向人民元プーリングの概要＞

規定	<ul style="list-style-type: none"> 本通知（銀総部発[2016]122号）
所管	<ul style="list-style-type: none"> 中国人民銀行上海総部
対象	<ul style="list-style-type: none"> 多国籍企業グループ 少なくとも3社以上の国内外の生産及び経営型メンバー企業を擁する必要有り（輸出重点監督管理企業リストに列記されている企業及び貨物貿易外貨分類等級がB・C類の企業を除く） 通年の真実の財務会計報告表が提出可能である企業
主幹企業	<ul style="list-style-type: none"> 多国籍企業の区内または国外機構
メンバー企業	<ul style="list-style-type: none"> 参加メンバー企業は、その他のクロスボーダープーリングと重複不可 参加メンバー企業が、輸出重点監督管理企業リストあるいは貨物貿易外貨分類等級がB・C類に調整された場合、A類に戻るまで参加不可
通貨	<ul style="list-style-type: none"> 区内主幹企業⇔国外メンバー企業 国外主幹企業⇔区内メンバー企業 <p style="text-align: right;">} 外貨・人民元いずれも選択可</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内主幹企業⇔国内区外メンバー企業 国外主幹企業⇔国内区外メンバー企業 <p style="text-align: right;">} 人民元のみ</p>
資金流入 限度額	<ul style="list-style-type: none"> 一線（国外⇔区内）は制限なし 二線（区内⇔国内区外）はクロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の双方向上限管理モデルを遵守 <p style="color: red;">ネット流出（入）額の上限＝プーリング計上純資産×マクロプルーデンス政策係数（係数は現状1）</p> <p>※22号文書では、資金流入流出限度額に関する規定はなし</p>
0/D（当座貸越）	<ul style="list-style-type: none"> 日中0/D・最終0/Dの設定が可能
資金原資	<ul style="list-style-type: none"> 資金原資は、企業の生産経営活動・実業投資活動から生じるキャッシュフローのみ 外部融資から生じるキャッシュフローは暫時不可 実務上は、暫時、未弁済の銀行貸付を控除した残高に基づき把握
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> グループ内メンバー間の経営性融資ニーズ、価値保証及び価値上昇を目標とする財務管理ニーズ、グループ内及びサプライチェーンの集中受払ニーズ、等を充足することに使用 規定に基づき国内関連市場への参入・投資が可能 非自社用不動産・株式市場投資への使用は不可

SMBC NEWS



(参考) 上海自貿区の金融改革の歩み

上海自貿区の金融政策は、2013年12月以来、クロスボーダープーリング・外貨管理改革・FT口座などの関連政策が相次いで公布・実施されており、そのうちの一部は全国に拡大されています。

<上海自貿区の金融改革の経緯>

2013年12月	《金融が中国（上海）自由貿易試験区建設を支持することに関する意見》（銀発[2013]244号）：FT口座による投融資の利便化・クロスボーダー人民元使用の拡大・外貨管理改革の深化などを規定
2014年2月	《中国（上海）自由貿易試験区におけるクロスボーダー人民元の使用拡大を支援することに関する通知》（銀総部発[2014]22号）：区内企業によるクロスボーダー双方向人民元プーリングや、經常項目におけるクロスボーダー人民元集中受払業務などを規定
2014年5月	《中国（上海）自由貿易試験区独立勘定業務実施細則（試行）》（銀総部発[2014]46号）：FT口座の開設・使用・管理などを明確化
2015年2月	《中国（上海）自由貿易試験区独立勘定業務のオフショア融資及びクロスボーダー資金流動マクロブルーデンス管理実施細則（試行）》（銀総部発[2015]8号）：FT口座を利用したオフショア融資業務の対象範囲・限度額管理モデル・具体的な手続きを規定
2015年12月	《中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行の更なる推進に係る実施細則》（上海匯發[2015]145号）：区内企業の外貨外債の任意人民元転方式を許容、外貨管理集中運用管理の参加条件緩和
2016年1月	《全口径クロスボーダー融資マクロブルーデンス管理試行の拡大に関する通知》：上海・天津・広東・福建の4自貿区の登録企業と27の銀行を対象に新たな外債管理モデルの試行を開始
2016年11月	《本通知》：FT口座の個人業務の開始、FT口座開設者の対象範囲拡大、全機能型クロスボーダー双方向人民元プーリング・トレードファイナンスによる国際融資の推進を規定

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本 店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北樓16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4樓-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599